

2024年6月20日

会社名 SCSK株式会社  
代表者名 代表取締役 執行役員 社長 當麻 隆昭  
(コード番号 9719 東証プライム市場)  
問合せ先 広報部長 清水 一政  
(TEL: 03-5166-1150)

## 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行(以下「本新株発行」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 発行の概要

(1)払込期日	2024年7月19日
(2)発行する株式の種類及び数	当社普通株式 92,011株
(3)発行価額	1株につき 3,070円
(4)発行総額	282,473,770円
(5)割当予定先	取締役(※1) 3名 25,115株 執行役員(※2) 19名 36,980株 業務役員 27名 29,916株 ※1 監査等委員である取締役、非常勤取締役及び社外取締役を除きます。 ※2 取締役兼務者を除きます。

### 2. 発行の目的及び理由

当社は、2022年2月24日開催の取締役会において、当社が「グランドデザイン 2030」で描く持続的な企業価値向上を具現化するインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役(監査等委員である取締役、非常勤取締役及び社外取締役を除きます。以下同じです。)を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議いたしました。

また、2022年6月23日開催の第54期定時株主総会において、①本制度に基づき、取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし、その譲渡制限期間は、当該株式の交付日から当該取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日(ただし、当該株式の交付日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任若しくは退職する場合につき、当該事業年度経過後6月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日)までの期間とすること、②譲渡制限付株式の付与は、取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法にて行うこと、③本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間10万株以内とし、その金額は既存の金銭報酬枠の内枠で年額150百万円以内とすること等につきご承認をいただい

おります。

また、当社は、当社が「グランドデザイン 2030」で描く持続的な企業価値向上を具現化するインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の執行役員(取締役兼務者を除きます。以下同じです。)及び業務役員にも譲渡制限付株式を付与することといたしました。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役 3 名、執行役員 19 名及び業務役員 27 名(以下、「対象役員」と総称します。)に対し、本制度の目的、各対象役員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計 282,473,770 円を支給し、それを現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式 92,011 株を発行することを決議いたしました。

#### <譲渡制限付株式割当契約の概要>

本新株発行に伴い、当社と対象役員は個別に譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

##### (1)譲渡制限期間

対象役員は、2024 年7月 19 日(払込期日)から当社の取締役、執行役員又は業務役員のいずれも退任する日(ただし、本割当株式(以下に定義する。)の交付日の属する事業年度の経過後3月を経過する日までに、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由で退任したときには、当該事業年度経過後 3 月を経過する日)までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

##### (2)譲渡制限の解除条件

対象役員が、払込期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの期間(対象役員のうち執行役員又は業務役員については、払込期日の直前の4月1日から翌年の3月 31 日までの期間とし、以下「本役務提供期間」と総称する。)の間、継続して、当社の取締役、執行役員又は業務役員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が、本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役、執行役員又は業務役員のいずれも退任した場合、譲渡制限期間の満了時において、死亡により退任したときは本割当株式の全部につき、その他当社の取締役会が正当と認める理由により退任したときは本役務提供期間開始日を含む月の翌月(対象役員のうち執行役員又は業務役員については、本役務提供期間開始日を含む月)から当該退任日を含む月までの月数を 12 で除した数に本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

##### (3)当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

##### (4)株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

#### (5)組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合(ただし、組織再編等効力発生日が譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限る。)には、当社は、当社の取締役会の決議により、対象役員が組織再編等承認日において保有する本割当株式数に本役務提供期間開始日を含む月の翌月(対象役員のうち執行役員又は業務役員については、本役務提供期間開始日を含む月)から組織再編等承認日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には、1とする。)を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

### 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2024年6月19日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である3,070円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上